
都市景観における 屋外広告物に関する ガイドプラン

2019 大阪市

屋外広告物ガイドプランとは・・・

● 屋外広告物規制の現状

大阪市ではまちの景観・風致を守り、市民の皆さんへの危害を防ぐために大阪市屋外広告物条例によって、屋外広告物の規制及び指導を行っています。

近年、都市はますます高密度化し、また経済活動も活発化・多様化してきていることから、このような社会情勢の変化に伴う効果的な屋外広告規制が必要となってきました。

● これからの屋外広告物

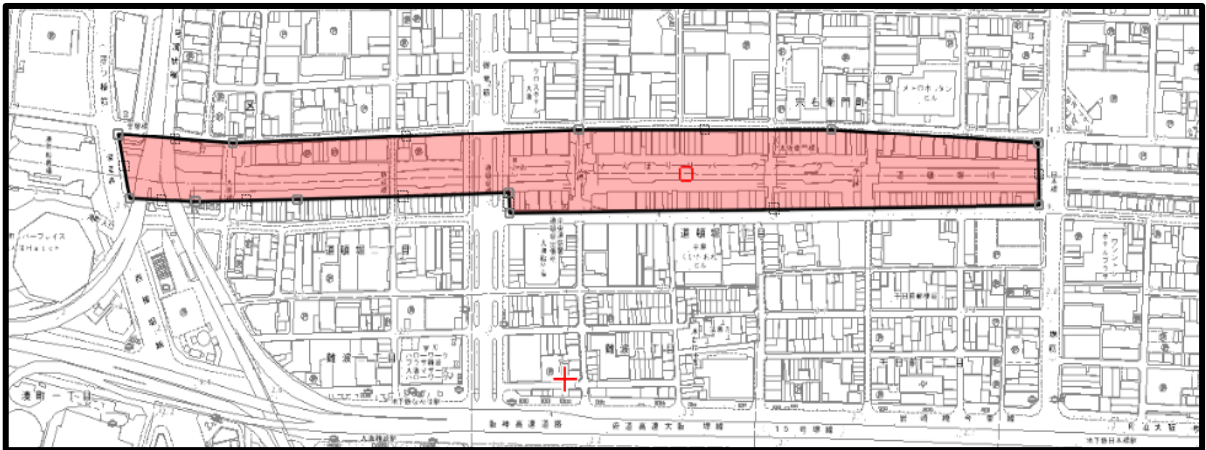
まちづくりを進めていくためには、良好な景観の形成がこれまで以上に必要とされています。中でも、屋外広告物は都市景観に与える影響の大きさから、より適正な規制が求められています。

このため、それぞれの地域の景観の特色を考慮し、調和のとれたよりよい方向へ屋外広告物を誘導しようとするのが、この「屋外広告物に関するガイドプラン」

ガイドプランの実施内容

● 指定地区

道頓堀地区(中央区)



● 対象

上記指定地区に面する敷地内に掲出され、かつ当該地区から展望できる屋外広告物

● 基準

都市景観との調和を図り、地域の特性を生かすための具体的な基準を一覧表のとおり定めています。

● 申請手続

事前に協議の上、屋外広告物許可申請書に必要図面(付近見取り図・意匠図・構造図・平面図・立面図)を添付して建設局総務部管理課に申請してください。

● 経過措置

この基準は昭和62年4月1日以降に設置される広告物に適用し、それ以前に設置された広告物でこの基準に適合しないものは、この基準を尊重し適合するよう努めます。

● ガイドプラン基準一覧表 ●

地区名称／イメージ		道頓堀地区（中央区） 商業地域系
種類	現行許可基準等	「大阪を代表する繁華街として明るく華やかな街並みに」
屋上広告塔	建築物の高さの 2/3 以下	・ 現行許可基準と同様。
屋上広告板	建築物の高さの 2/3 以下	・ 現行許可基準と同様。
壁面利用 壁面 板、書いたもの	(1) 表示面積は取り付け壁面の 1/3 以下 (2) 窓または開口部をふさがない (3) 壁面の端からはみださない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表示面積は 1/2 以下、ただし道頓堀川に面する壁面とそれに隣接する壁面のうち 1 面までは 4/5 以下とする。 ※御堂筋、堺筋に面する面は大阪市景観計画に定める重点届出区域の基準を優先する。 ・ (2) (3) と同様。 ・ 建築物のラインとの調和。 ・ 一壁面内に複数の広告物を設置する時は秩序化を図る。 ・ 広告物側面を広告物として利用しない。
地上塔	(1) 高さ 20m 以下（商工業） (2) 高さ 10m 以下（住居）	
地上板 建植	高さ 5m 以下	・ 現行許可基準と同様。
窓ガラス（内側） 利用広告	（屋外広告物法に当らず一除外）	
突出看板	(1) 路面から下端までの高さ 2.5m 以上、 路上への突出幅 1.0m 以内（歩道幅 4m 未満） (2) 路面から下端までの高さ 2.5m 以上、 路上への突出幅 1.5m 以内（歩道幅 4m 以上） (3) 路面から下端までの高さ 4.5m 以上、 路上への突出幅 1.0m 以内（車道） (4) 路面から下端までの高さ 2.5m 以上、 路上への突出幅 1.0m 以内（国道（歩道））	・ (3) と同様。
オブジェ（物体）		・ 立面的な表示は壁面利用に準じ、高さ、占用幅は突出看板に準ずる。

発行：大阪市建設局総務部管理課

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATCビル ITM 棟6階

TEL 06-6615-6687~8

FAX 06-6615-6576